

3. 水質汚濁に関するその他の項目

(1) 要監視項目

1) 要監視項目とは

「要監視項目」とは、人の健康の保護に関連する物質及び水生生物の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものであり、平成5年に設定された（環境庁水質保全局長通知）。人の健康の保護に係る項目は令和2年12月31日時点で27項目、水生生物の保全に係る項目は6項目となっており、各項目について指針値が設定されている（参考資料2参照）。

2) 要監視項目の調査状況と指針値超過地点

2-1) 人の健康の保護に係る項目

① 調査状況

令和3年の調査結果について、表-13に項目別の調査地点数及び調査検体数を示す。

令和3年は全国3,329地点で調査を実施し、要監視項目の総調査検体数は5,089検体である。

表- 13 人の健康の保護に係る要監視項目の水質調査結果

項目名	調査地点数	調査検体数	超過地点数 (年平均値)	超過地点数 (1検体でも超過)
イソキサチオン	126	163	—	—
ダイアジノン	129	166	—	—
フェニトロチオン (MEP)	132	170	—	—
イソプロチオラン	155	192	—	—
オキシ銅 (有機銅)	137	175	—	—
クロロタロニル (TPN)	126	163	—	—
プロピザミド	128	165	—	—
EPN	147	193	—	—
ジクロルボス (DDVP)	129	167	—	—
フェノブカルブ (BPMC)	135	172	—	—
イプロベンホス (IBP)	126	163	—	—
クロルニトロフェン (CNP)	110	147	—	—
クロロホルム	169	247	—	—
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	99	136	—	—
1, 2-ジクロロプロパン	102	139	—	—
p-ジクロロベンゼン	106	144	—	—
トルエン	127	176	—	—
キシレン	107	148	—	—
フタル酸ジエチルヘキシル	138	192	—	—
ニッケル	211	343	—	—
モリブデン	141	182	—	—
アンチモン	139	190	—	—
塩化ビニルモノマー	70	70	—	—
エピクロロヒドリン	76	107	—	—
全マンガン	147	830	—	1
ウラン	63	77	—	—
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	54	72	—	—
合計	3, 329 (350)	5, 089	0 (0)	1 (1)

※調査地点数及び超過地点数の()内の数値は実地点数を示す。

② 超過地点

指針値を上回った地点はなかった。

2-2) 水生生物の保全に係る項目

① 調査状況

令和3年の調査結果について、表-14に項目別の調査地点数及び調査検体数を示す。

令和3年は全国946地点で調査を実施し、要監視項目の総調査検体数は1,109検体である。

表-14 水生生物の保全に係る要監視項目の水質調査結果

項目名	調査地点数	調査検体数	超過地点数
クロロホルム	169	247	—
フェノール	128	143	—
ホルムアルデヒド	109	110	—
4-t-オクチルフェノール	179	202	—
アニリン	180	203	—
2,4-ジクロロフェノール	181	204	—
合計	946	1,109	—

② 超過地点

令和3年の調査結果では、全ての調査地点で指針値を下回っていた。